

ケアマネジメントの概況

- 介護保険制度の創設によりわが国に導入されたケアマネジメントは、
 - ① 居宅介護支援として介護支援専門員により居宅サービス利用者のほぼ全員に提供されているとともに、
 - ② 平成 15 年度に施行された基準改正等により介護保険 3 施設や痴呆性高齢者グループホームや特定施設にも介護支援専門員が配置されたこと等からも、介護保険制度における介護サービス利用者のほぼ全てが利用している状況にある。

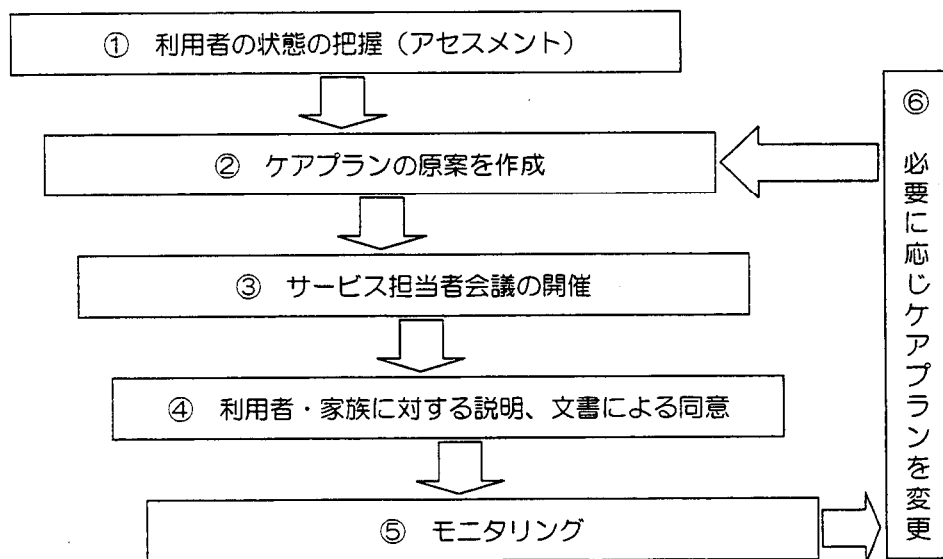
1. 「ケアマネジメント」の導入の目的と流れ

- 「利用者の心身の状況に応じた介護サービスの一体的提供」と「高齢者自身によるサービス」の選択を現場レベルで担保する仕組みとして、ケアマネジメントを導入。

※ 介護保険制度においては、従来、医療・福祉の両分野に分かれて提供されていた介護関連サービスを制度的・財源的に一元化し、介護の枠組みの下に一体的に提供

○ ケアマネジメントの流れ

介護支援専門員（ケアマネジャー）の行う業務については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 38 号）等に基づき、以下の流れで行う。



○ 介護支援専門員

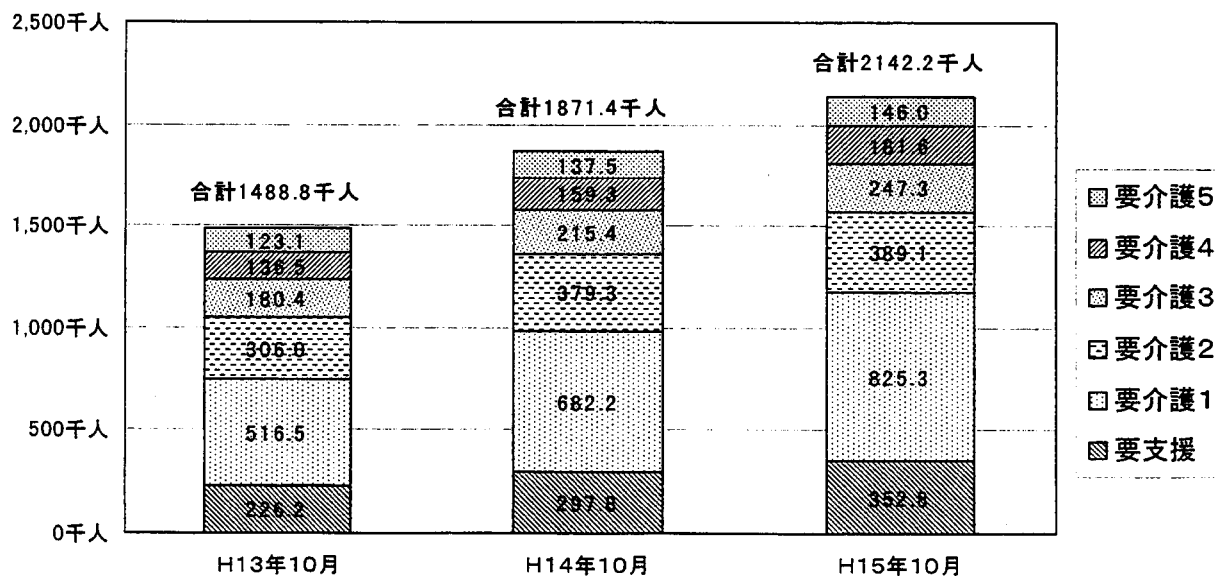
- ・ 介護保険制度におけるケアマネジメントを担う者として、居宅介護支援事業所、介護保険施設等に介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置

事業所又は施設名(数)	配置基準・標準	介護支援専門員数 (平成14年10月1日 現在実働数)
居宅介護支援事業所 (24,394)	利用者50:介護支援専門員1	67,436人
介護老人福祉施設 (4,872)	入所者(入院患者)100:介護支援専門員1	6,820人
介護老人保健施設 (2,888)		5,031人
介護療養医療施設 (4,000)		5,650人
痴呆対応型共同生活介護 (2,233)	施設1:介護支援専門員1 【平成18年3月まで経過措置あり】	—
特定施設入所者生活介護 (470)	入所者100:介護支援専門員1 【平成18年3月まで経過措置あり】	—

※出典：WAM-NET、平成14年介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

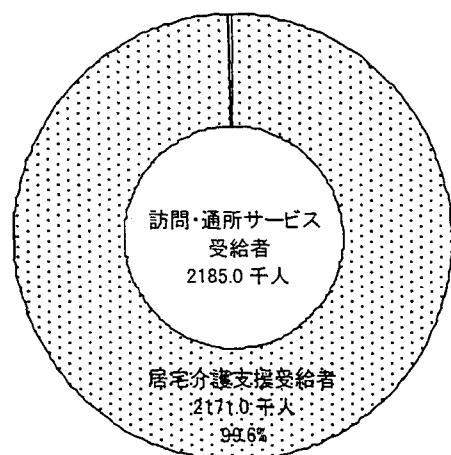
2. 居宅介護支援の利用者数

○ 利用者数の動向



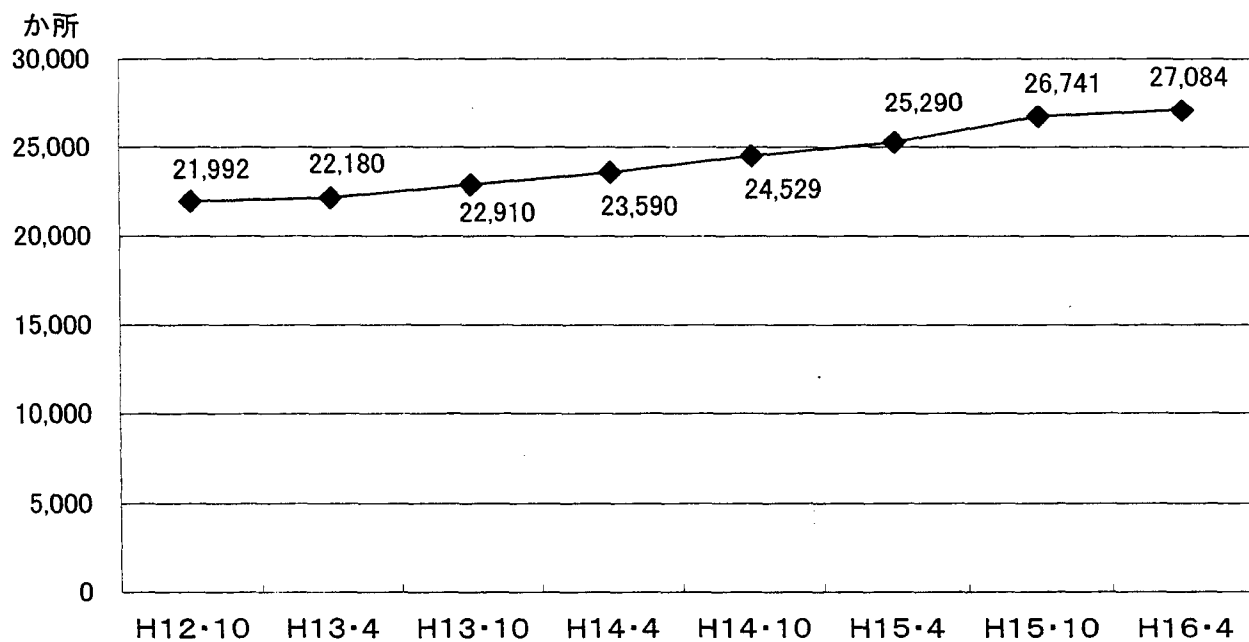
※ 出典：介護給付費実態調査月報

○ 居宅介護支援の利用者の割合



※ 出典：介護給付費実態調査月報
(平成16年2月提供分)

○ 全国の居宅介護支援事業所数

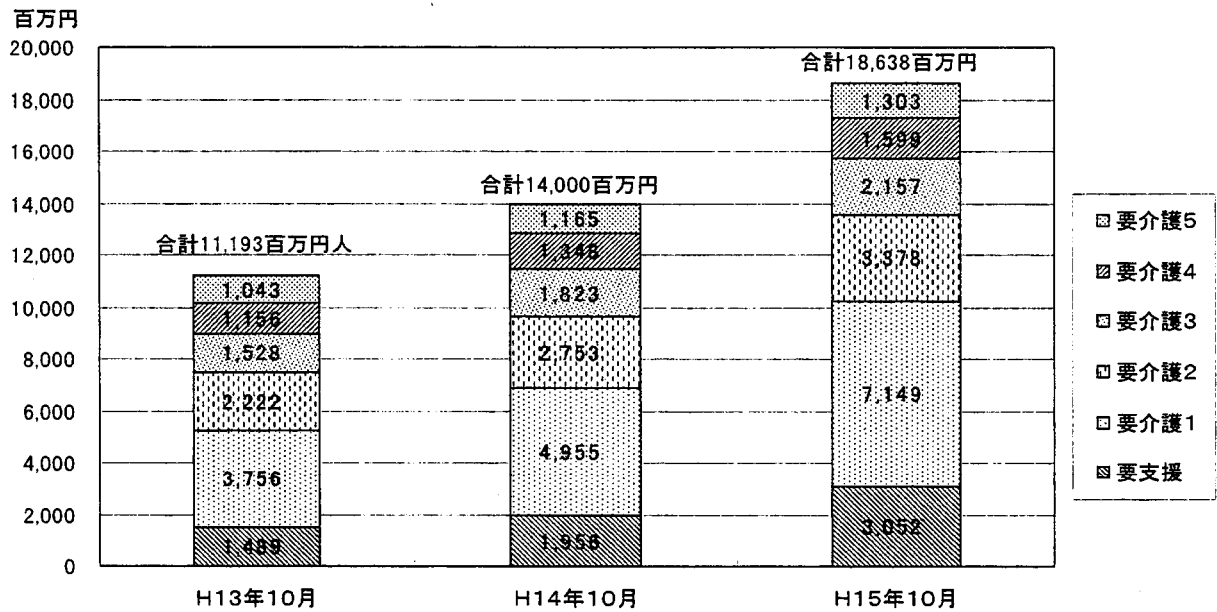


※出典：WAM-NET

ケアマネジメント費用の推移

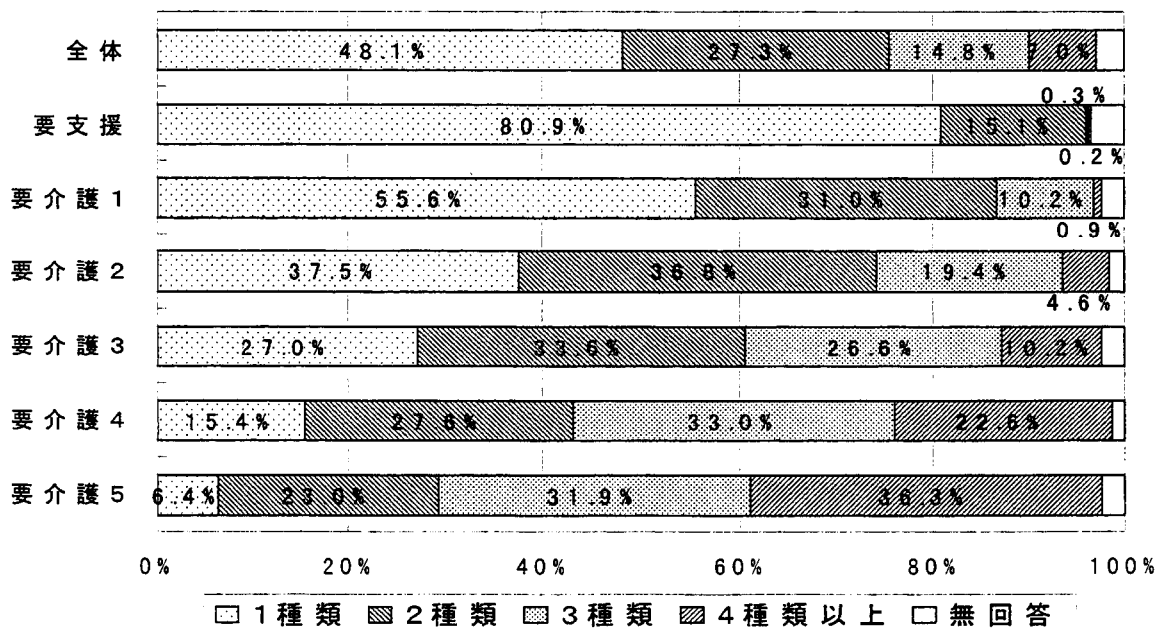
- ケアマネジメントに係る給付費を要介護度別に見ると、利用者数の増に伴い、要支援・要介護1といった軽度者に係る給付費が急増しており、全体の約5割強を占めている。
- 一方、こうした軽度者のケアプランは、サービスが1種類のいわゆる単品プランが大半を占めている。

【居宅介護支援の給付費の動向（要介護度別）】



（出典：介護給付費実態調査）

【ケアプランに位置付けられたサービス種類数（要介護度別）】



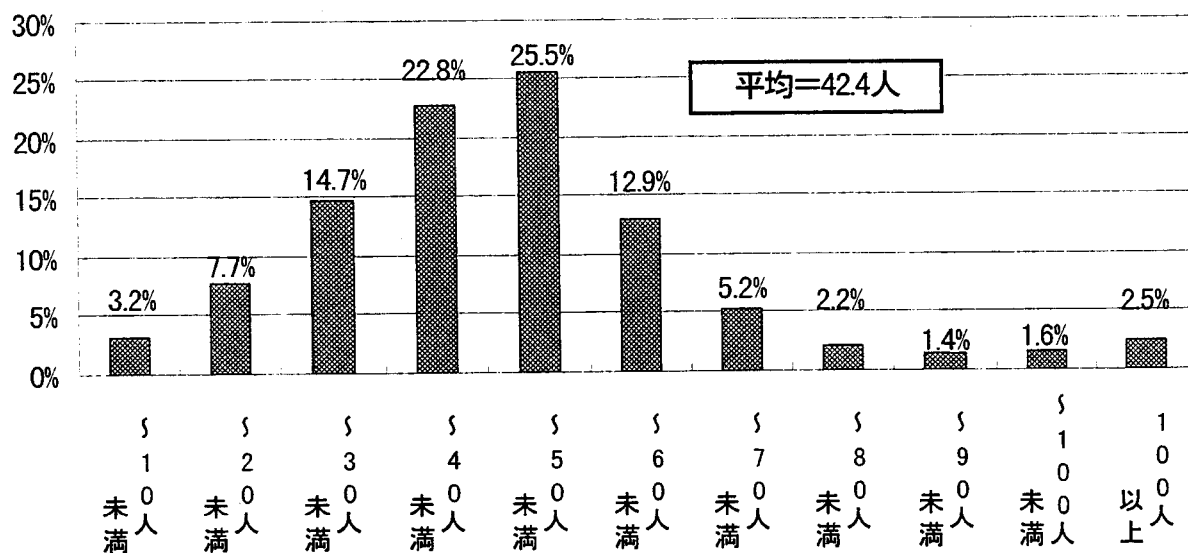
※出典：「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」（平成15年株式会社三菱総合研究所；速報値）

ケアマネジャーの担当件数

○ ケアマネジャーの担当利用者数を見ると、平均では40人程度であるが、一方で50人を超えるケースも全体の1/4を占めている。

【ケアマネジャーの担当利用者数】

居宅介護支援事業所のケアマネジャー常勤換算1人当たりの担当利用者数の分布

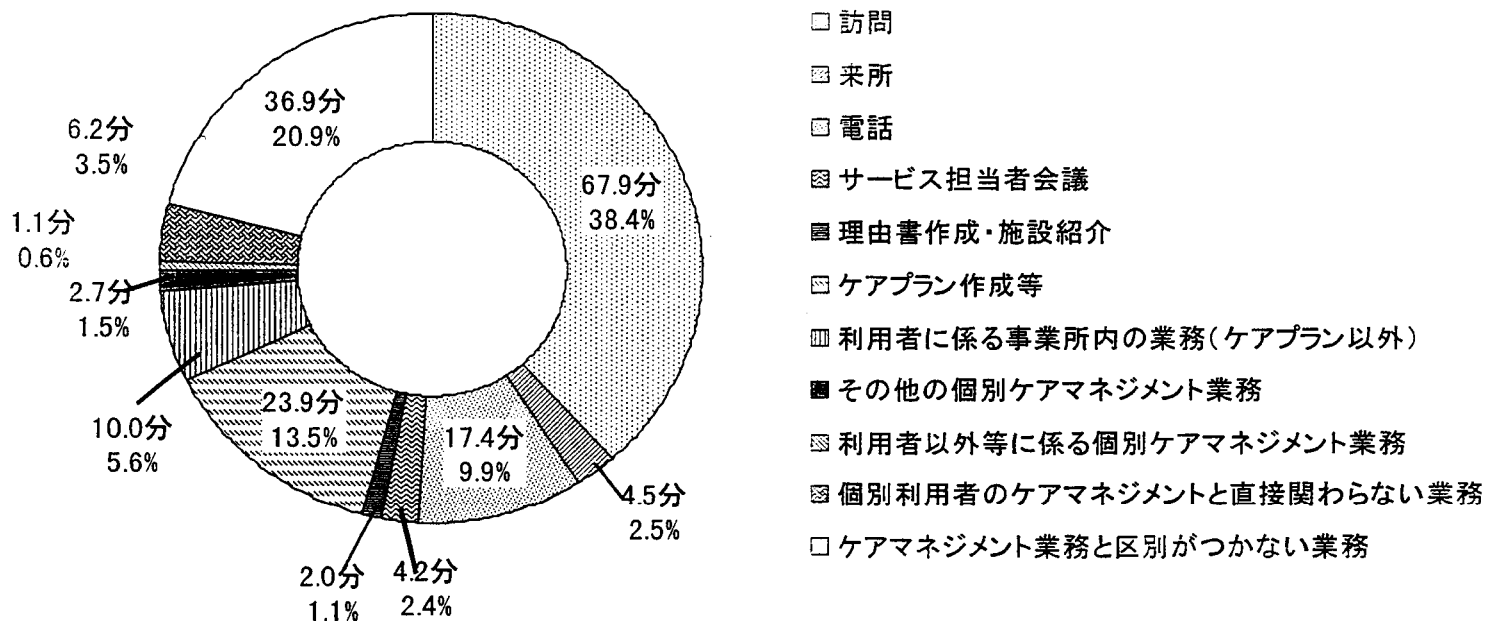


(出典：居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査 (平成15年(株)三菱総合研究所))

ケアマネジメントのプロセス

○ ケアマネジメント業務の内容別の投入時間を見ると、「訪問」や「個別利用者のケアマネジメントと直接関わらない業務」が大半を占めており、サービス担当者会議などの重要なプロセスに十分な時間が投入できていない状況にある。

【ケアマネジャーの業務内容】



(出典：居宅介護支援事業及び介護支援専門員業務の実態に関する調査 (平成 15 年(株)三菱総合研究所))

【サービス担当者会議の開催状況】

